

日本茶普及活動「かごしま茶」助成要領

日本茶インストラクター友の会鹿児島県支部

1. 目的

日本茶普及活動は、学校等公共機関や福祉団体等、主催者によってはその経費が確保できず、一部会員の負担になる場合がある。これらの状況に対応し積極的な日本茶普及活動を促進するため、鹿児島県茶業会議所(鹿児島県、県茶生産協会、県茶商業協同組合、県経済農業協同組合連合会で構成)の協力のもと、日本茶インストラクター友の会鹿児島県支部が窓口で下記により「かごしま茶」を助成する。

2. 助成対象活動又は事業

必要経費が確保できない場合の次の活動又は事業とし、1テーマ又は1対象に対して助成する。年間を通じて実施する事業を優先する。但し、営利法人等が開催する事業等の集客用イベント及び会員の営利活動などは除外する。

尚、主催者にも応分の負担を求める努力をしなければならない。

- (1) 学校、生涯学習講座、消費生活センター、社会福祉センター、公民館等々での活動
- (2) 茶に関するイベントの参画
- (3) 前2項以外で、助成の必要があると認められる活動又は事業

3. 助成対象者

- (1) 日本茶インストラクター協会の会員で前項活動を実施する個人又はグループ。
尚、グループ活動の場合、日本茶アドバイザーは活動者として参画することができる。
- (2) 同一企画による活動については年間3回以内とする。

4. 申請

助成申請フォームに必要事項を記入し、日本茶インストラクター協会鹿児島県支部事務局宛に申請する。(郵送、FAXなどの受付は致しません。)

5. 承認

支部は内容を検討し、有効と認められた場合は速やかに承認し、メールにて申請者に連絡する。

6. 助成内容

鹿児島茶(100g入り)、鹿児島茶一煎パック(10g入り)、鹿児島茶のパフレット等

7. 活動報告

実施者は、事業終了後、速やかに活動報告書フォームから、活動内容を報告する。

8. その他

申請内容に虚偽があった場合は、助成を中止する。また、支出済みの場合は返却を求める。